

原子力委員会の所掌事務の内容と課題等
「原子力利用に関する研究者及び技術者の養成及び訓練に関すること」
(設置法第二条第六号)

平成25年9月2日
内閣府

1. 事務の具体的内容

1950～60年代には、原子力委員会で技術者の海外派遣等を実施。現在は、福島第一原子力発電所の廃止措置やその他の原子力発電所の廃止措置に向けた人材育成・確保、また最高水準の原子力安全の実現のための人材育成・確保を目的とした「安全性向上原子力人材育成委託費」(経済産業省)、原子力に関する技術基盤・人材の維持・強化を目的とした「原子力安全確保等に係る基礎基盤研究・人材育成」(文部科学省)等の取組が各省により行われている。

2. 活動の成果

1960年代には、原子力委員会で技術者の海外派遣等を実施
(具体的な人材育成は大学・研究機関・事業者等が行っている)
(別添5-1)昭和32年度原子力関係海外留学生の派遣について
(別添5-2)関係府省・機関等における人材育成の取組(原子力委員会資料抜粋)

3. 課題等

・設置法制定時からの状況変化(原子力利用に係る研究、事業及び産業が成熟して人材育成の現場が整備されてきたことから、人材育成の実務は、大学、研究機関・事業者が実施)の結果、原子力委員会自らが人材育成の実務に関して取り組む必要性が無くなっている。(人材育成の基本政策の立案機能については、引き続き必要)

昭和32年度原子力関係 海外留学生の派遣について

昭和32年度原子力関係海外留学生の派遣については、1月17日開催の第58回定例原子力委員会において審議の結果、その派遣方針が決定され、またこれに必要な予算の見通しもついたので、原子力局においては下のような「昭和32年度海外留学生派遣方針および選考要領」を發表した。

すなわち関係官庁、日本原子力研究所、原子燃料公社、のほか今回は特に広く一般民間にも呼びかけて候補者を募集し、書類選考、面接試験、語学審査などの過程を経て、外国受入先と折衝の後、派遣留学生を最終的に決定する予定である。

昭和32年度海外留学生派遣方針

昭和32年度において原子力技術習得のため海外に派遣する留学生についての方針を次の如く定める。

1. 予定人員数および分野

イ 原子力予算によるもの	55名
(A) 各省庁国家公務員 (大学関係を除く)	
(B) 日本原子力研究所関係者	
(C) 原子燃料公社関係者	
ロ 原子力予算によらないもののうち外国政府機関ならびにこれに準ずるものに留学を希望するもの	25名
合 計	80名

2. 専門別分類

イ 原子炉物理	3名
ロ 原子炉工学	10名
ハ 資源関係	5名

ニ 核燃料冶金	8名
ホ 化学再処理および廃棄物処理	10名
ヘ 原子炉用材料	5名
ト 原子炉用機器	10名
チ 放射線、利用技術	10名
リ 原子力船舶	2名
ヌ 障害防止	7名
ル 原子炉運転技術	10名
合 計	80名

註 必要により専門別分類人員は変更することができる。

3. その他

- 留学生の年齢は原則として25～35才とする。
- 期間は原則として1年とするが、場合によっては短期留学も認める。
- 原子力局予算による昭和31年度留学生のうち、留学期間の延長が必要と認められる場合には本年度留学生に加え、引き続き留学させることとする。
- 各省庁国家公務員で滞在費等先方負担にて専門研究に従事しようとする場合は事情により旅費を支給することができる。

昭和32年度海外留学生選考要領

昭和32年度において原子力技術習得のため海外に留学を希望する者のうち次の(イ)(ロ)に該当する者の募集は下記の要領によるものとする。

(イ) 原子力予算によるもの

- 各省庁国家公務員 (大学関係を除く)
- 日本原子力研究所関係者
- 原子燃料公社関係者

(ロ) 原子力予算によらないもののうち、外国政府機関ならびにこれに準ずるもの

記

- (イ)の(A)によるものは別に定める専門分野に

より各省庁において適当な候補者を様式(1)により原子力局に推薦せしめる。

(2) (イ)の(A)以外のものについては、別に定める専門分野により大学関係者は文部省より、日本原子力研究所職員は同所より、原子燃料公社職員は同社より、民間企業関係者は、日本原子力産業会議より、適当な候補者を様式(1)により原子力局あて推薦せしめる。その他のものについては直接原子力局において取り扱う。

(3) 原子力局においては、(1)(2)による候補者について書類選考ならびに面接試験の上外務省語学審査委員会の審査結果を参考にして研究題目ごとに留学生を内定し、受入先への申込その他所要の手続を行う。

(4) (1)(2)による原子力局への推薦の締切は、昭和32年2月15日とする。ただし、以下のものはこの限りではない。

(イ) 第2回ホルダーホールリアクターオペレーションスクールならびにハーヴェル原子炉学校講習会(6月開催)に参加しようとするもの。

(ロ) 各省庁国家公務員で滞在費等を先方負担で専門的研究に従事しようとするもの。

関係府省・機関等における人材育成の取組

(平成24年第47回原子力委員会資料抜粋)

文部科学省における原子力人材育成の取組み

原子力人材育成ネットワーク(平成24年8月現在、66機関参加)

産学官の原子力人材育成機関の相互協力の強化及び我が国一体となった原子力人材育成体制の構築を目指し、平成22年11月に「原子力人材育成ネットワーク」を設立。

これにより、企業や国際社会が求める人材像をよりの確に把握し、効果的・効率的・戦略的・戦術的に人材育成活動を推進し、知識、技術、国際力を兼ね備えた優秀な人材を継続的に輩出する。



国際原子力人材育成イニシア

ティブ【平成22年度開始】

(25年度要求額 5.2億円)

(24年度予算額 5.2億円)

◆産学官の原子力関係機関が連携した、効果的・効率的・戦略的な機関横断的な人材育成活動を支援。原発事故後は、事故からの復興に特に必要とされる被災者医療、環境放射能測定、リスクコミュニケーションなどに係る人材育成活動を支援。

(実施例)

1. 産学官のネットワークの構築、研修カリキュラムの作成・実施
2. 原子炉やR1施設等を用いた原子力・放射線基礎・専門教育
3. 被災者医療、環境放射能測定、放射性廃棄物輸送等の研修
4. リスクコミュニケーションの育成に係る研修

原子力機構人材育成センター

【JAEA運営費交付金等】

◆多彩な施設、広範な専門家、豊富な知識・経験等に基づき、原子力人材育成ネットワークの中核機関としての活動、各種国家資格・原子力技術者の国内研修、アジア講師育成等の国際研修、大学等との連携協力等を実施。

(実施例)

1. 国内研修 (原子力エネルギー技術者/放射線技術者の養成、国家試験受験対策)
2. 大学等との連携協力 (連携大学院方式、東大原子力専攻、学生受入制度)
3. 施設・設備を活用した人材育成 (共同研究、JMTR公募事業)
4. ネットワークの支援 (各種会議、報告会等の開催)

原子力基礎基盤戦略研究イニ

シアティブ (競争的資金等)

【平成20年度開始】

(25年度要求額20.7億円)

(24年度予算額 7.1億円)

◆原子力研究の裾野の拡大・多様性を確保するため、放射線利用や人文社会を含む幅広い原子力に係る基礎的・基盤的研究を実施するとともに、若手研究者の育成にも貢献。原発事故後は、福島原発の廃止措置に向けて中長期的に必要な技術の基盤研究及び人材育成の取組、原発事故により生じた放射線物質による被ばく量の低減や汚染に対する不安の解消などに資する研究を実施。

原子力システム研究開発事業

(競争的資金) 【平成17年度開始】

(25年度要求額27.1億円)

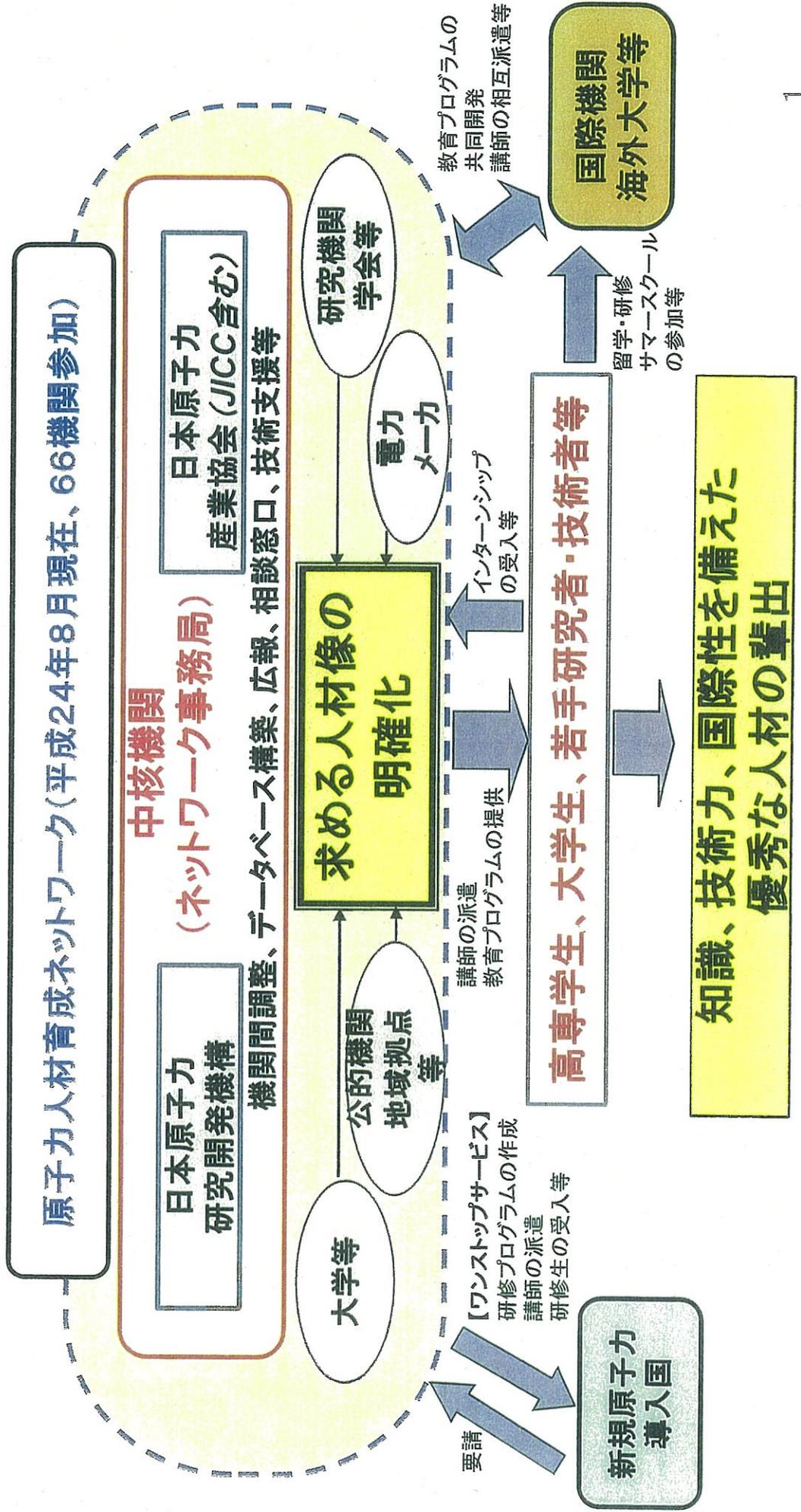
(24年度予算額22.6億円)

◆原子力分野における我が国の国際競争力の維持・向上を図るため、多様な原子力システムに關し、基盤的研究から工学的検証に至る領域まで大学等において革新的な技術開発を実施するとともに、若手研究者の育成にも貢献。原発事故後は、原子力安全基盤技術の強化・充実に資する研究開発を実施。

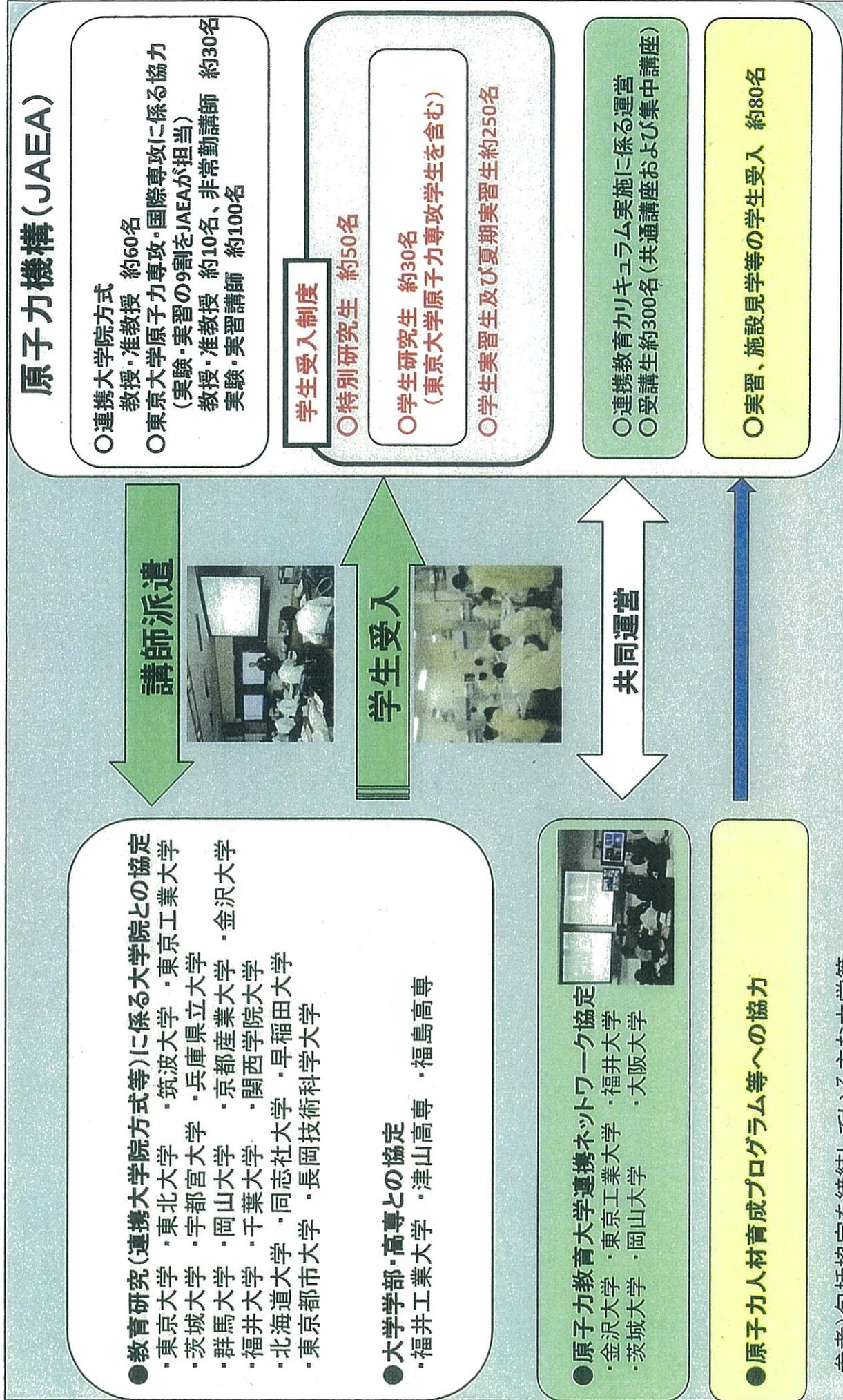
原子力人材育成ネットワーク

産学官の原子力人材育成機関の相互協力の強化及び我が国一体となった原子力人材育成体制の構築を目指し、平成22年11月に「原子力人材育成ネットワーク」を設立。

これにより、社会が求める人材像をよりの確に把握し、効果的・効率的・戦略的に人材育成活動を推進し、知識、技術、国際力を兼ね備えた優秀な人材を継続的に輩出する。



原子力機構の人材確保と大学との連携



※人数規模は平成23年度実績

参考) 包括協定を締結している主な大学等
 ・福島大学 ・国立高専機構 他

2.1 若手技能者育成の従来の取り組み

- 日本が強みとする製造能力を支える高度な技能職を着実に育成
- 原子力発電の成長期に、企業内の教育システムを構築
- 原子力発電規模が縮小する場合は、**教育システムの維持が困難**

